［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下この号及び次号において「旧法」という。）第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の保護者等（旧法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
三　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］
［削る］

附　則

この命令は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○デジタル庁・総務省令第十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第五十条**　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
［削る］	十二　地方税法第四百五十八条第六項又は第四百五十九条第二項の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
［削る］	十三　地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
［新設］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　同上］
ホ　当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報